

答 申 書

令和 7 年 1 0 月 6 日

京都市長 松井 孝治 様

京都市環境影響評価審査会
会 長 東 野 達



令和 7 年 1 0 月 6 日付け環環保第 2 8 5 号をもって諮問のありました京都府環境影響評価条例に基づく乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書について、慎重に検討を行った結果、別添のとおり答申します。

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書に 対する環境の保全及び創造の見地からの意見

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価手続において、京都市に関連のある事項については、連絡を密に行うこと。
- (2) 今後、環境影響評価手続を進める中で、京都市域に対する影響が予測された場合には、影響を受けるおそれのある地域を対象とした説明会等を開催するなど、市民等に対して、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うこと。
- (3) 環境影響評価方法書以降の手続において、以下の事項に留意のうえ、改めて各環境要素の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討すること。

2 個別事項

(1) 大気質

大気質への影響について、環境影響評価方法書に調査、予測及び評価方法を、その根拠も含めて、正確かつ分かりやすく記載すること。

(2) 騒音・振動

工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても、十分な調査、予測及び評価を行い、適切な配慮を検討すること。

(3) 温室効果ガス等

温室効果ガスについて、工事中及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理等、システム境界を明確にしたうえで各々の排出量を算定するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、熱回収や廃棄物発電等の環境保全措置についても検討すること。

以上